

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書

現在、国はウイルス性肝炎患者（肝硬変・肝がん患者を含む）に対する一定の抗ウイルス療法について、医療費助成を実施しています。肝炎対策基本法の前文には、「国内最大の感染症」である「B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある」とあり、C型肝炎の薬害肝炎事件では国が責任を認め、B型肝炎の予防接種禍事件では最終の司法判断により国の責任が確定しています。

しかし、国が実施している現行の医療費助成の対象は、一定の抗ウイルス療法に限定されており、これらの治療法に該当しない肝硬変・肝がん患者の入院・手術費用等はきわめて高額にのぼるにもかかわらず、助成の対象外となっています。

また、B型肝炎訴訟については、平成23年に国と原告との間で基本合意書を締結してから2年以上を経た今日においても、B型肝炎訴訟の原告として給付金の支給対象たりうる地位にある者は1万人程度にすぎず、大多数の被害者は救済の入り口にさえ立っていないのが現状です。

他方で、C型肝炎についても薬害であることの被害立証が困難となった多数の被害者が存在することは容易に推定できます。また、輸血によってB型・C型肝炎ウイルスに感染した者、あるいは予防接種等における注射器の打ち回しによりC型肝炎ウイルスに感染した者など、我が国には医療行為に関連してウイルス性肝炎に感染した多数の肝炎患者が存在し、「医原病」としての性格を濃厚に帯びています。そのため、近年では全てのウイルス性肝炎患者に対し、より厚い行政的対応を求める国民の声が広がっています。

肝炎対策基本法前文の基本精神に立ち返りつつ、「国民病」「医原病」としてのウイルス性肝炎の特異性に鑑み、厚生労働行政を担う国の責任において、一般疾病対策の水準にとどまらない患者支援策を進めるべきです。とりわけ、高額な医療費負担と就労不能等の生活困難に直面しているウイルス性肝硬変・肝がん患者については、毎日120人以上の方が亡くなっている深刻な実態に鑑み、現在は助成対象とはなっていない医療費にも広く助成を行うよう、早急に制度の拡充を図るべきです。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、ウイルス性肝炎患者に対するウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年3月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} あて